

地域計画

策定年月日	令和7年3月27日
更新年月日	令和8年8月31日 (前回更新日 令和8年7月31日)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	防府市 (35206)
地域名 (地域内農業集落名)	佐野 (七尾、小森、若宮、放光、台ヶ原、川開作、小島、遠ヶ崎)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	108.1 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	64.3 ha
② 田の面積	105.1 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	3.0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	24.1 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	19.9 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	73.7 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考) 遊休農地 1.56haうち1号遊休農地 黄0.19ha 緑1.37ha	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・耕作者数248戸(うち、市内在住者140戸)、平均年齢74歳、平均経営面積46a／戸
 ・担い手(認定農業者等)8戸、平均年齢66歳、平均経営面積約5ha
 ・農業法人等を中心に主に土地利用型の農業経営が行われている。この他、施設花き等が栽培されている。
 ・さのぎき保全会にて泥上げや農道・水路の部分補修などを行っている。
 ・小島、川開作地区では、用水路の老朽化による漏水などが営農への支障となっていることから、農地耕作条件改善事業を活用し、用水路補修を実施した。加えて基盤整備事業に係る計画構想図を活用して、事業実施に向けた地元の合意形成等準備を行っている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・基盤整備事業検討の進捗と合わせ、高収益作物の栽培に取り組んでいく。加えて、佐波川水系からの取水時期のずれを生かし、佐波川右岸の奈美地区や上右田地区と連携し、大型農業機械の共同利用等の検討を進め、大規模・低コスト化産地の形成を目指す。
 ・本計画作成を契機に、適切な利用者の意向把握と、迅速な農地集積に向けた、地域での相談体制を整備し、担い手へ農地を集積、集約化していく。
 ・地域の担い手と関係機関による協議の場を継続的に実施していく。
 ・担い手を核にした若者の就業等参入を促す。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・農地利用は、農地を現状維持している家族経営の意向を把握し、一層の農地集積を進める。 ・特に、経営の維持が困難となった農地が確認された場合、新たな受け手の結び付けを、計画的、効率的に進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	35.2	%	将来の目標とする集積率
			51
			%
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・農地中間管理機構を活用し集積・集約化を、引き続き進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農地の集積・集団化の取組									
・土地利用型作物を栽培する担い手に、集積、集約化を進める。									
(2) 農地中間管理機構の活用方法									
・認定農業者に加え、多様な経営体が農地中間管理機構の事業をフル活用できるよう取り組む。また、借受農地管理事業の活用などにより、より良い農地条件で営農を行えるように進めていく。									
(3) 基盤整備事業への取組									
・基盤整備事業実施の実現に向け、関係機関の支援を受けつつ、地元の合意形成を図っていく。									
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組									
・兼業農家等多様な経営体の実態を把握し、地域での活動の在り方を整理、経営体の結びつきを強化し、将来の担い手として育成していく。									
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組									
・基幹作業等に支障をきたした場合、農業公社による農作業受託事業の利用や、近隣の経営体との結び付けを進める。また、農用地区域内で安全に防除可能な圃場では無人航空機防除の作業委託を活用し省力化を促す。									
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)									
☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他
【選択した上記の取組内容】									
①防止柵や緩衝帯の維持管理を行うとともに、被害の状況に応じて、地域ぐるみで対応できる体制を構築する。									
③基盤整備事業を契機に、市内先発事例等を参考に他法人と協力し本市におけるこれからのスマート農業技術の在り方を検討し計画的な導入に努める。									
⑦農業公社等による農作業受託や、草刈り機のレンタル利用、近隣農家への委託等により農地の保全管理を促すとともに、耕作放棄地発生防止に努める。									

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農			4.48 ha	0 ha		6.33 ha	0 ha		
認農			2.86 ha	0 ha		3.56 ha	0 ha		
認農			1.25 ha	0 ha		2.20 ha	0 ha		
認農			1.46 ha	0 ha		1.71 ha	0 ha		
認農			0.33 ha	0 ha		0.33 ha	0 ha		
認農			3.27 ha	0 ha		2.22 ha	0 ha		
認農			26.26 ha	0 ha		38.68 ha	0 ha		
認農			0.36 ha	0 ha		0.15 ha	0 ha		
利用者			27.88 ha	0 ha		32.90 ha	0 ha		
			ha	0 ha		0.00 ha	0 ha		
			ha	0 ha		0.00 ha	0 ha		
			ha	0 ha		0.00 ha	0 ha		
			ha	0 ha		0.00 ha	0 ha		
			ha	0 ha		0.00 ha	0 ha		
			ha	0 ha		0.00 ha	0 ha		
計	9経営体		68.15 ha	0 ha		88.08 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	(公益社団法人) 防府市農業公社	農作業等受託、農業機械レンタル等	水稻、麦他

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

